特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	千葉県私立高等学校等奨学のための給付金支給事務に係る特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
千葉県は、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
千葉県知事

公表日
令和7年4月25日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	千葉県私立高等学校等奨学のための給付金支給事務
②事務の概要	私立高等学校等に在学する生徒がいる千葉県内在住の低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費に充てるための給付金を給付する事務。 具体的には、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱に基づき、高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生に係る奨学給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務において、特定個人情報の取扱いを行う。
③システムの名称	奨学のための給付金管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、自治体中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
奨学のための給付金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）　第9条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令　表の八項及び九項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1（第3条第1項）及び別表第2（第3条第3項）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法　第19条第8号及び第9号	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県総務部学事課
②所属長の役職名	学事課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	千葉県総務部審査情報課相談調整班 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1　千葉県庁南庁舎1階 043-223-4629

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	千葉県総務部学事課私学振興班 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1　千葉県庁本庁舎8階 043-223-2162

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底し、住基ネット照会を行い際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、奨学のための給付金事務では、上記局面の他にも特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの居面においても複数人での確認を行うこととしており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない個人情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、奨学のための給付金管理システムへの入力にあたっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。以上のとおり、目的外の入手が行われるリスクへの対策に注力しているところである。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式	旧様式による	新様式によりリスク対策の項目を追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成29年7月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年7月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和3年10月6日	４ー②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和1年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和5年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和1年5月1日時点	令和5年5月1日時点	事後	
令和7年4月25日	Ⅰ-1-②　事務の概要	私立高等学校等に在学する生徒がいる千葉県内在住の低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費に充てるための給付金を給付する事務。 　具体的には、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱に基づき、奨学給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務において、特定個人情報の取扱いを行う。	私立高等学校等に在学する生徒がいる千葉県内在住の低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費に充てるための給付金を給付する事務。 　具体的には、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱に基づき、高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生に係る奨学給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務において、特定個人情報の取扱いを行う。	事前	
令和7年4月25日	Ⅰ-3　個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 　第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 　及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1（第3条第1項）及び別表第2（第3条第3項）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）　第9条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令　表の八項及び九項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1（第3条第1項）及び別表第2（第3条第3項）	事前	
令和7年4月25日	Ⅰ-4　情報提供ネットワークシステムにおける情報連携	・番号法　第19条第9号	・番号法　第19条第8号及び第9号	事前	
令和7年4月25日	Ⅱ-1　対象者数　いつの時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年1月31日時点	事前	
令和7年4月25日	Ⅱ-2　対象者数　いつの時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年1月31日時点	事前	
令和7年4月25日	様式変更に伴う追記		Ⅳ-8及び10の追記	事前	